

改正

令和3年3月29日告示第77号

沼津市自主防災会育成強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、大規模地震その他の災害に備え、地域における防災活動を積極的に推進するため、自主防災会等に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 地域の住民により自主的に結成された防災のための組織
- (2) 連合自治会自主防災会 各地区連合自治会を主体とする防災のための組織
- (3) 自主防災会等 自主防災会及び連合自治会自主防災会

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、自主防災会が行う防災活動上必要な事業（以下運営事業）及び自主防災会等が行う防災用の資機材等を整備する事業（以下資機材等整備事業）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 運営事業 自主防災会加入世帯数に130円を乗じて得た額
 - (2) 資機材等整備事業 自主防災会については別表第1、連合自治会自主防災会については別表第2の各区分ごとの資機材等の整備費にそれぞれ当該区分ごとの補助率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）の合計額。ただし、別表第1及び別表第2の各分類ごとの整備費の合計額は、それぞれ当該分類ごとの限度額を上限とする。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、新設（結成された日の属する年度から当該年度を含む3箇年以内）の自主防災会の資機材等整備事業に対する補助金の額は、当該自主防災会が実施した資機材等の整備費の合計額の4分の3に相当する額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該整備費の合計額は、50万円と4,400円に当該自主防災会の世帯数を乗じて得た額又は60万円のいずれか高い額を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災会等は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認める場合は、補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自主防災会等は、当該補助事業が完了したときは、事業実績報告書（第3号様式又は第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第8条 規則第12条の規定による確定通知書は、補助金交付額確定通知書（第5号様式）とする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた自主防災会等は、速やかに補助金支払請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、自主防災会の運営事業に対する補助金は、補助金の交付決定通知を受けた後、補助金前払請求書（第7号様式）により前金払の請求をすることができる。この場合において、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。
(沼津市自主防災組織運営補助金交付要綱及び沼津市自主防災組織資機材等整備費補助金交付要綱の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 沼津市自主防災組織運営補助金交付要綱(昭和63年沼津市告示第22号)
 - (2) 沼津市自主防災組織資機材等整備費補助金交付要綱(平成9年沼津市告示第42号)

付 則(令和3年3月29日告示第77号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の告示によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。

別表第 1（第 3 条関係）

自主防災会が実施する資機材等整備事業

分類	区分	資機材種別	品名	補助率	整備費の限度額
1	1	備蓄用倉庫	防災倉庫	1／2	30万円
2	2	初期消火用資機材	可搬式動力消防ポンプ	1／3	60万円
3	3	初期消火用資機材	街頭用消火器 街頭用消火器格納箱 消火ホース 消火ホース格納箱 消火 器薬剤詰め替え	1／2	20万円
	4	救助用資機材	バール 鉄線はさみ 大ハンマー ー 輪車 チェンソー	1／3	
		救護用資機材	担架 リヤカー 救急セット 救急薬 品詰め替え		
		情報伝達用資機材	電池メガホン 簡易無線機		
		初期消火用資機材	管鎗（ノズル付） 消火栓ハンドル 消 火栓蓋上げ 貯水槽蓋上げ 可搬ポン プ用台車 可搬ポンプ用吸管一式		
		避難生活用資機材	発電機 投光器 コードリール 本部 用天幕テント ビニールシート ろ水 器 受水槽 標旗 腕章 簡易トイレ 炊き出し用かまど		
		水害対策用資機材	ライフジャケット		
		その他	その他市長が必要と認めた物		

別表第 2（第 3 条関係）

連合自治会自主防災会が実施する資機材等整備事業

分類	区分	資機材種別	品名	補助率	整備費の限度額
1	1	備蓄用倉庫	防災倉庫	1 / 2	100万円
2	2	救護用資機材	担架 リヤカー 救急セット 救急薬品詰め替え	1 / 3	
		情報伝達用資機材	避難者管理用パソコン		
		避難生活用資機材	発電機 投光器 コードリール 本部用天幕テント ビニールシート ろ水器 受水槽 標旗 腕章 仮設トイレ 簡易トイレ 炊き出し用かまど		
		水害対策用資機材	ライフジャケット		
		その他	その他市長が必要と認めた物		